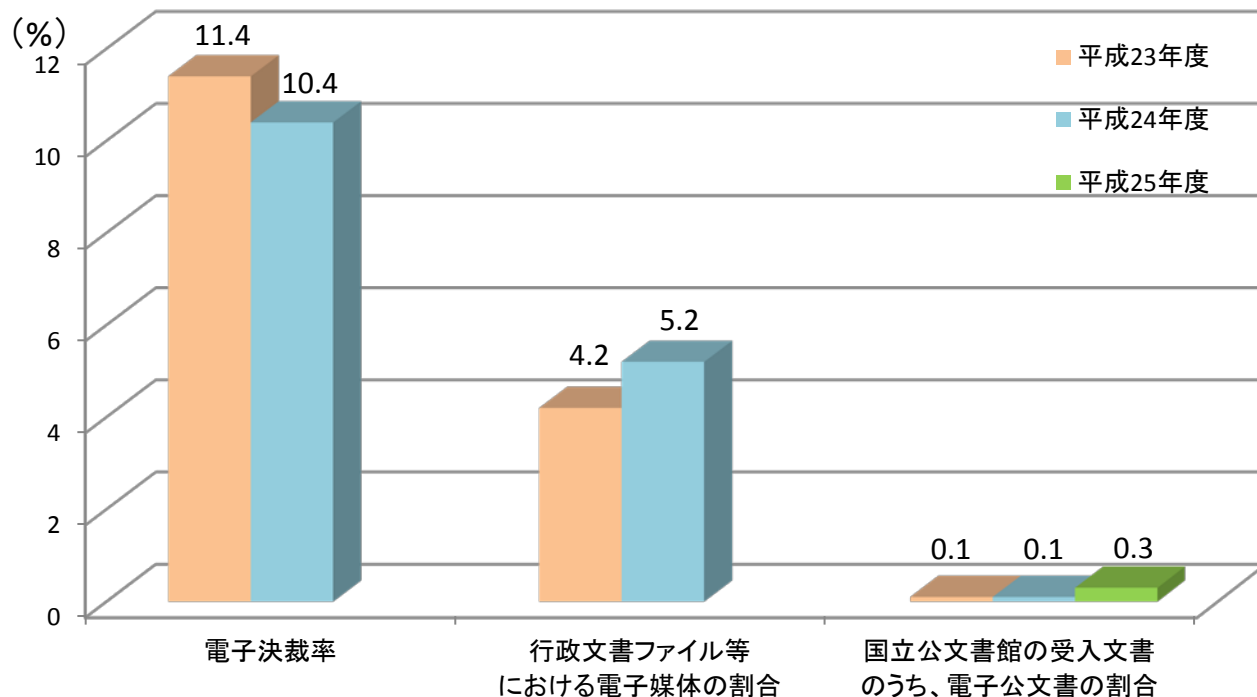


公文書等のデジタルアーカイブ化について

<行政機関における公文書の電子化率等の現状>

	電子決裁率	行政文書ファイル等における電子媒体の割合	国立公文書館の受入文書のうち、電子公文書の割合
平成23年度	11.4%	4.2%	0.1% (※広報資料を含む場合は1.4%)
平成24年度	10.4%	5.2% (※平成24年度新規作成成分5.9%)	0.1%



(※平成25年度は0.3%)

⇒ 平成24年度に新規作成した行政文書ファイル等に限定しても、電子媒体で保存される割合は5.9%

・国立公文書館に移管された文書のうち、電子媒体の割合は平成25年度でも0.3%

<参考> 政府における取組の状況

<eガバメント閣僚会議>

世界最先端のIT国家の実現を目指し、行政のIT化と業務改革の同時・一体的改革を機動的かつ強力に進めることを目的として、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部(IT総合戦略本部)の下に開催(平成26年6月)。

(構成員)

議長 内閣官房長官
副議長 情報通信技術(IT)政策担当大臣、総務大臣
構成員 内閣府特命担当大臣(経済財政政策)、財務大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣、国土交通大臣
内閣情報通信政策監(政府CIO)

行政ICT化の実践

1. 情報インフラの合理化・再構築
2. 働き方の見直し、業務改革の徹底
3. ICTサービスによる行政サービスの向上

同会議において電子決裁の徹底を目標値に掲げ(平成24年度10%→平成27年度60%)、内閣官房が事務局となり取り組んでいるところ。

<知的財産推進計画2014>

今後の10年を展望し、世界最先端の知財立国を目指す「知的財産政策の基本方針」を閣議決定。
具体的な中長期的課題と取組を「知的財産政策ビジョン」として知財本部で決定(平成25年6月)。

知財本部の下にPDCAサイクルを通じてその実行を確保するための体制として、検証・評価・企画委員会を設置。

最重点5本柱でアーカイブの推進を取り上げ、タスクフォースとして議論。

(タスクフォースにおけるアーカイブの分野:文化財、出版物等、放送番組、映画、ゲーム、マンガ・アニメ等)

内閣官房知財事務局が事務局となり、委員会やタスクフォースにおける議論を通じて、ビジョン実現のための「知的財産推進計画2014」を策定。

<紙媒体の文書のデジタル化における課題>

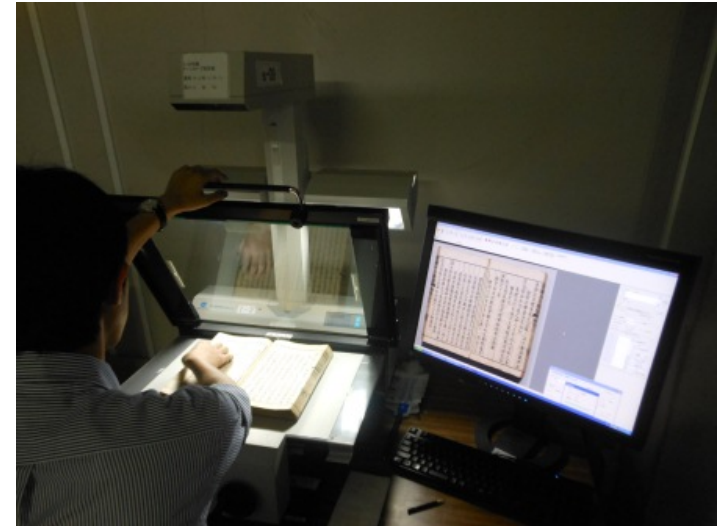
<国立公文書館における特定歴史公文書等のデジタル化の割合>

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
所蔵資料冊数	1,241,543	1,293,632	1,328,911	1,353,053
デジタルアーカイブ提供冊数 (作成率)	96,389 (7.8%)	102,579 (7.9%)	113,575 (8.5%)	127,115 (9.4%)

○紙媒体から直接デジタル化への移行

- ・国立国会図書館は、平成21年度より紙媒体から直接デジタル化。
- ・国立公文書館は、利用を目的として、平成24年度より紙媒体から直接デジタル化。

⇒所蔵資料の増加に応じて、デジタル化の更なる加速を図る。



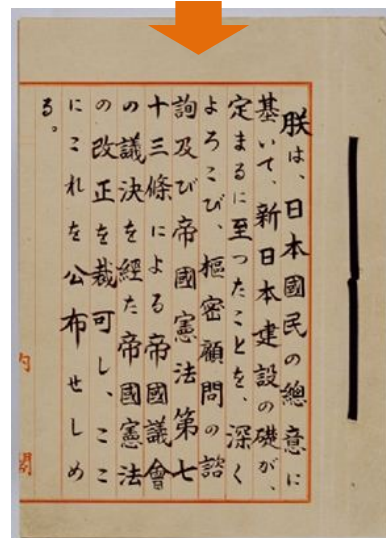
デジタル化作業における作業風景

国立公文書館デジタルアーカイブ



■ 公文書を探す、見る

■ 重要文化財等を見る



○平成17年4月より、「いつでも」、「どこでも」、「だれでも」、「自由に」、「無料で」、国立公文書館所蔵資料を検索し、資料のデジタル画像等をインターネットを通じて閲覧できる「国立公文書館デジタルアーカイブ」を運用。

- 主な提供デジタル化資料
- ・公文書を探す、見る
「御署名原本」、「法令案審議録」、「太政類典」等
 - ・重要文化財等を見る
「天保国絵図」、「吾妻鏡」、「正保城絵図」等

【平成25年度に新たにデジタル化した文書の例】

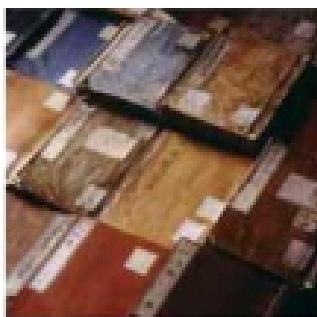
- ・明治12年(1879)9月に公布された「教育令」等(重要文化財「公文録」より)
- ・「ウルグアイ・ラウンド農業合意の実施に対処するための国内農業施策に関する基本方針について」(平成5年12月16日)の閣議請議の文書(農水省移管文書)

国立公文書館アジア歴史資料センターデータベース

○アジア歴史資料を身近に、且つ簡便に利用できるようデータベース化を進めるとともに、アジア近隣諸国との相互理解の促進を目的とする。

○アジア歴史資料センターは、インターネットを通じ、国立公文書館、外務省外交史料館、防衛省防衛研究所戦史研究センターが所蔵している明治初期から太平洋戦争終結までのアジア歴史資料のデジタルデータの提供を受け、データベース化することにより広く国内外に情報提供を行うテーマ・アーカイブ。
(平成26年4月現在の公開画像数:約2,810万画像)

※「アジア歴史資料」:近現代におけるわが国とアジア近隣諸国等との関係に係る重要な公文書及びその他の記録



国立公文書館



外務省外交史料館



防衛省防衛研究所

<電子媒体の公文書の長期保存についての課題>

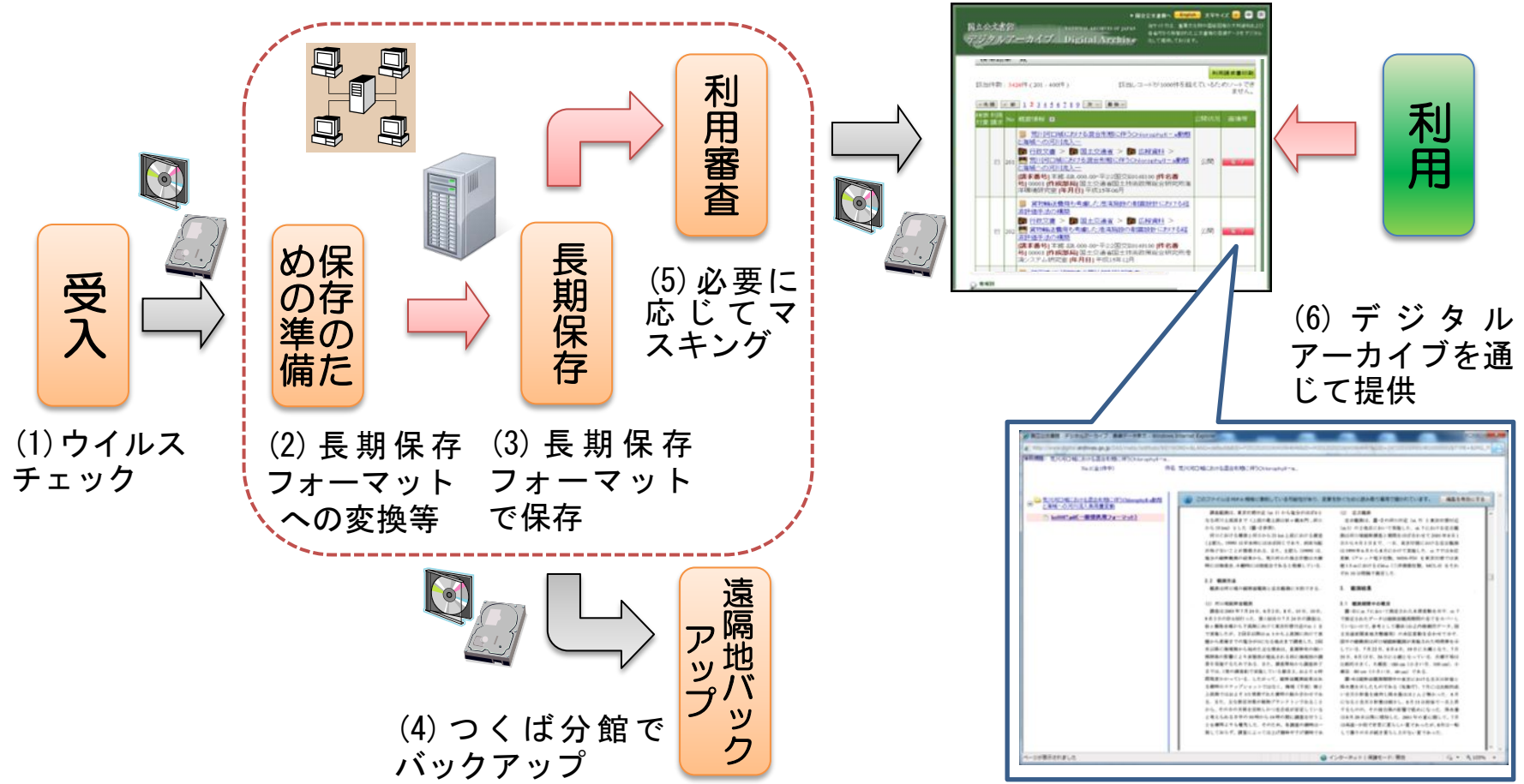
○長期保存フォーマット化

・国立公文書館では、見読性を長期に確保するため、原則としてISO(国際標準化機構)が制定している長期保存フォーマットの国際標準等に準拠したかたちで媒体を変換している。

例)テキスト・表計算等 PDF/A(ISO-19005) 画像 → JPEG2000(ISO-15444) など

<電子公文書等の移管・保存・利用システム>

○電子公文書等の移管・保存・利用システムの概要



(参考) 諸外国の電子公文書の長期保存に関する方針・取組、課題

	方針・取組	課題
アメリカ	電子記録アーカイブズシステムにより、作成された永久保存の電子文書を収集・保存。集約された電子記録をオンライン検索を通じて連邦政府機関職員及び国民が利用できるようフォーマットの標準化等体制作りを推進	保存するサーバーの容量確保及び各省庁でのフォーマットの標準化を指導に必要な人員・予算の確保
イギリス	電子公文書の管理・保存に関して、全体的なガイドライン等を公開し、公的機関の担当者が記録のスキャンを行う際の文書の取扱い等を制定	インターネットをめぐる急速な技術革新に対して、公文書館側の技術が必ずしも即応できていない
フランス	2013年まで公文書管理局と情報通信システム省庁間管理局が協力体制を築き、急速なデジタル化を進めており、2013年～2016年に電子アーカイブズ計画に取り組む	ヨーロッパ規模のデータベース構築に伴い、資料の取扱いや目録作成に関する識別子の省庁間や国際レベルでどのように共有・標準化するべきかが課題
ドイツ	2013年のEガバメント法の施行に伴い、全連邦省では2020年までに電子公文書化に対応予定。なお、2014年～2015年に連邦内務省が電子公文書化を導入予定	公文書の電子化が導入されつつある段階であり、導入された電子公文書の長期保存に関しては検討段階(電子中間書庫など)